

ひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』 実施委託業務に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は「ひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』実施委託業務に係る公募型プロポーザル実施要領」第4条に定める募集要項とし、プロポーザル参加者の募集に関して必要な事項を定めるものとする。

2 公募概要

ひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』の業務委託請負予定者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザルの募集を行う。

(1) スケジュール

プロポーザル実施公表	令和7年2月14日(金)
質問受付期間	令和7年2月17日(月)～2月21日(金)
質問回答期限	令和7年2月25日(火)
提案書受付期間	令和7年2月17日(月)～3月5日(水)
書類審査(書面審査)	令和7年3月14日(金)(予定)
審査結果通知	令和7年3月18日(火)(予定)

(2) 業務概要

別紙仕様書のとおり

(3) 契約金額の上限

金1,100,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)。

(4) 委託期間

契約締結日(令和7年4月1日(火)予定)から令和7年11月28日(金)まで

3 参加資格要件

(1) 参加資格は、法人その他の団体又は個人事業主であって、次の要件全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと及び参加申込書提出期限の日以降において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- ② 参加申込書提出期限の日以降において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(旧会社更生法(昭和27年法律第72号)に基づくものを含む。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 参加申込書提出期限の日以降において、暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35条)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係がないこと。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問及び質問に対する県からの回答は、以下により行うものとする。

- (1) 質問受付期間：令和7年2月17日（月）から令和7年2月21日（金）17時まで
- (2) 提出方法：電子メールにて事務局に提出すること。
E-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp
- (3) 提出書類：質問書（様式1）
- (4) 質問回答期限：令和7年2月25日（火）
- (5) 回答方法：参加申込書に記載されたアドレスへメールで回答する。
なお、質疑の内容がプロポーザルに参加しようとする者に周知しなければならぬものであると認めるときは、参加資格を満たす者全員にその内容を通知するものとする。

5 提案書の提出

- (1) 募集期間：令和7年2月17日（月）から令和7年3月5日（水）17時まで
- (2) 提出方法
提出書類は、電子メールにて事務局に提出すること。
※件名を「ひょうご里山・里海国際フォーラム『Z世代による提言』実施委託業務に関する提案」とし、提案書は1つのファイルに結合し、かつ、全ての提出書類を1つのフォルダにまとめたうえ、その容量の合計を原則10MB以下とすること。また、必ず受信を電話で確認すること。
※下記(3)提出書類の③及び④についても、スキャナーで読み込む等により他の提出書類とあわせてメールにて提出すること。（必要に応じて事務局から原本の提出を求めることがある。）
※スキャナー読み込み等が困難な場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法により、別途郵送にて提出すること。（令和7年3月5日（水）必着）

(3) 提出書類

① 提案書（様式2）

提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

項目	内容
経営状況	会社概要等
	過去の類似事業とノウハウの活用
業務推進体制	業務を実施するための人員体制
	Z世代にアプローチするためのネットワークの状況
企画全体設計	業務の目的の趣旨を十分に踏まえた本事業の全体像、スケジュール案
	事業をどのように実施し、持続可能な保全に向けた新しい里山・里海のあり方をどう検討し、発表するのか記載すること
プログラム内容	業務の目的の趣旨を十分に踏まえた実施内容を記載すること
	実施概要について、プログラム日数や開催方法、参加者数等を具体的に記載すること
	参加者の理解や取組の深化を図るため、ワークショップやフィールド

	ドワーク前後での個別サポートを行うなど、参加者の支援方法について記載すること
--	--

【留意事項】

- ・提案は文書で簡潔に記載すること。
- ・複数枚に及ぶ場合は各ページに通し番号を付けること。
- ・文字は注記等を除き、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- ・多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。

② 見積書

- ・税抜価格、消費税及び地方消費税、積算内訳を記載すること。

③ 法人の概要書

- ・様式は任意とし、既存のものやパンフレットでも可とする。

④ 直近1年分の損益計算書・貸借対照表の写し

(4) その他

- ① 提案書類に虚偽の内容が記載された場合、その者が提出した提案書類を無効とし、選定の対象外とする。
- ② 提出された提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。
- ③ 提案書類提出後の差替及び再提出は認めない。

6 選定方法

(1) 審査委員会の設置

提出のあった提案書を審査するため審査委員会を設置し、(別紙) 審査方針に基づき総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。
なお、審査委員会の内容は非公開とする。

(2) 結果の通知

提案書の提出があった者全員に審査結果をメール及び書面で通知する。
なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 契約等

- (1) 審査第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者(審査点の合計点が配点合計の60%以上を満たしている者に限る。)と協議する。

(2) その他

提案書の内容について、委託契約締結後、金額の範囲内で変更する場合がある。

8 提出された情報の取扱い

- (1) 本プロポーザルのために提出された情報については、業務委託請負予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 本プロポーザルのために提出された情報については、他の者に知られることのないように取り扱う。
ただし、「情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。
- (3) 提出された書類は、業務委託請負予定者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

- (4) 本プロポーザルの作成のために県において作成された資料は、県の了解なく公表、使用することはできない。
- (5) 本プロポーザルの提案書に虚偽の情報を記載した場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、県各部の業者選定において選定を見合わせることもある。

9 無効となるプロポーザル

以下に示すような場合は、プロポーザルを無効とする場合がある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して選考委員会委員との接触があった者

10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本国通貨
- (3) 令和7年度兵庫県一般会計予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件企画提案募集及び事業実施について停止等を行うことがある。

11 事務局

兵庫県環境部環境政策課温暖化対策班

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1（1号館2階）

TEL：078-362-3284

E-mail：kankyouseisakuka@pref.hyogo.lg.jp